

令和5年度 決算の概要について

学校法人ミスパリ学園 財務会計課

① 収支結果

・資金収支計算書（企業会計のキャッシュフロー計算書に近い性質をもつものです。）

前年度から繰越した支払資金 45 億 0466 万円でしたが、令和5年度の収入額は 20 億 786 万円、支出額は 28 億 3311 万円となり 8 億 2525 万円の支出超過となりました。

その結果、次年度へ繰越する支払資金は 36 億 7941 万円となりました。

減少した主な要因は、以下の記載しております専門職大学の開学に向けて、文部科学省に提出した設置計画の中で、前年度に行った施設・設備関連 10 億 5891 万円の支出を当年度にしたこと（前期末未払金支払支出に計上）であります。

・事業活動収支計算書（企業会計の損益計算書に近い性質をもつものです。）

令和5年度の事業活動収入は合計で 19 億 5721 万円、事業活動支出は合計で 19 億 6943 万円あり基本金組入前の収支差額は 1222 万円の支出超過となっております。

基本金組入額は 12 億 2339 万円であり、結果当年度の収支差額は 12 億 3562 万円の支出超過となりました。

前年度から繰越している収入超過額は 36 億 358 万円あるため、次年度へ繰越する収入超過額は 23 億 6795 万円となりました。

② 令和5年度の主要事業

ビューティ&ウェルネス専門職大学の開学

※参考 基本金について

学校法人会計基準 第29条（基本金）

学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その事業活動収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。

学校法人会計基準 第30条（基本金への組入れ）

学校法人は、次に掲げる金額に相当する金額を、基本金に組み入れるものとする。

- 一 学校法人が設立当初に取得した固定資産（法附則第2条第1項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者にあつては、同条第3項の規定による特別の会計を設けた際に有していた固定資産）で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校（専修学校及び各種学校を含む。以下この号及び次号において同じ。）の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額